

第36回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和3年12月20日（月）

開会 午後2時30分

○事務局（松倉課長代理） お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第36回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課まち美化担当課長代理をしております、松倉と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいま御出席いただいております委員の皆様方は7名中、6名でございます。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、佐々木委員におかれましては、本日、所用のため御欠席されております。

ここで、傍聴の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局長青野より御挨拶を申し上げます。

○青野局長 環境局長の青野でございます。

第36回の大阪市路上喫煙対策委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日、委員の皆様方におかれましては、何かと御多用の中、大阪市路上喫煙対策委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、本日の委員会は、新しい委員の方も御参加いただきまして、いろいろ課題が多くある中、何とぞよろしく御指導賜りますよう、お願いを申し上げます。

本市におきましては、平成19年4月に、健康あるいは防火・防災、まちの美化という観点から、市民の皆さんが安心して暮らすことができる、安全で快適な生活環境を確保することを目的といたしまして、路上喫煙の防止に関する条例を施行いたしております。条例では、路上喫煙防止に必要な施策を講じるという本市の責務に加えまして、道路、公園等、公共の場所において路上喫煙をしないよう努めなければならないと、市民の皆様方の責務についても規定をいたしております。

条例の目的を達成するためには、本委員会からの御答申を踏まえ、御堂筋、あるいは中之島周辺、大阪駅周辺、天王寺駅周辺など、主要なターミナル駅周辺や人通りが多い地域を中心に、路上喫煙禁止地区を指定しております。違反した者に対しては過料徴収も行っております。近年、禁止地区の拡大を求める市民の皆様方の声が多く寄せられておりますが、来る2025年の大阪関西万博に向けまして、国際都市大阪として広く国内外にアピールをしていきたいと思っております。さらなるイメージアップを図るためにも、路上喫煙対策をより一層進めてまいりたいと、このように考えてございます。

本日の次第にございますように、新たな禁止地区の指定に向けまして、文化集客ゾーンであります、中之島地区の魅力をさらに高めるため、堂島公園の一部及び周辺地域につきまして、後ほど諮問させていただきたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、活発な御審議をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけども、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（松倉課長代理） ありがとうございました。

それでは、本日は委員の異動もございましたので、ここで委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。なお、お名前だけの御紹介とさせていただきますので、御起立の上、一言御挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長の青木委員でございます。

○青木委員長 青木でございます。よろしくお願いいたします。昨年度から委員をさせていただいてます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 委員長代理の小谷委員でございます。

○小谷委員 小谷でございます。よろしくお願い申し上げます。法律、環境法、行政法を専門にしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（松倉課長代理） 近藤委員でございます。

○近藤委員 どうも初めまして、近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 谷内委員でございます。

○谷内委員 あおぞら財団の谷内と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） このたび、大阪商工会議所の中野委員が御退任され、その後任として御就任いただきました玉川委員でございます。

○玉川委員 玉川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 続きまして、大阪市PTA協議会の藤田委員が御退任され、その後任として御就任いただきました山内委員でございます。

○山内委員 山内でございます。よろしくお願いいたします。大阪市PTA協議会から寄せていただいたということで、子どもを持つ保護者の観点で発言させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

改めまして環境局長、青野でございます。

○青野局長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（松倉課長代理） 環境局事業部長、川島でございます。

○川島事業部長 事業部長の川島でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 環境局事業部まち美化担当課長、木村ございま

す。

○木村課長　　まち美化担当課長の木村でございます。どうぞよろしく願いたします。

○事務局（松倉課長代理）　　また、これまで路上喫煙対策にともに取り組んでまいりました関係局につきましても出席させていただいております。健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。

○岡村課長　　岡村でございます。林の後任となっております。引き続きよろしく願いたします。

○事務局（松倉課長代理）　　危機管理室危機管理課長、楠見でございます。

○楠見課長　　楠見でございます。よろしく願いたします。

○事務局（松倉課長代理）　　なお、消防局につきましては、本日所用のため、欠席させていただいております。

それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日、大阪市路上喫煙対策委員会次第でございます。

次に、委員名簿と本日の配席図でございます。

次に、第36回大阪市路上喫煙対策委員会資料でございます。

それから、A3版の資料として、路上喫煙禁止地区の新たな指定について（案）でございます。

また、委員の皆様のお手元に、条例・規則をまとめた参考資料もお配りしております。青いファイルのものでございます。

資料の漏れ等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事につきましては、青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。

委員長、よろしく願いたします。

○青木委員長　　ありがとうございました。

それでは、改めまして、私のほうで本年度も委員長を務めさせていただきますので、どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

この委員会は、大変率直に皆様から御意見をいただいておりますので、本年度も新しい委員の皆様にも何の御遠慮もなく、どんどん御発言いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、本年度第1回ということで、久しぶりではございますが、本年度の取組も含めまして、三つの主な議題がございますので、順番に一つずつ区切って御意見をいただいたり、御質問いただいたりというふうにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ではまず、路上喫煙対策に関するこの間の取組状況につきまして、事務局のほうから御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○木村課長　　改めまして、環境局まち美化担当の木村から、事務局としてご説明します。

お手元の資料を3ページめくっていただいて、4ページ目からご説明させていただきますと思います。

まずは、この4月1日に拡充いたしました路上喫煙禁止地区の指定に伴って、どのような状況になってるかをご説明させていただきますと思います。

4ページの資料を見ていただきましたら、こちらが上下に走ってる左側の道路が御堂筋で、市役所、中之島図書館、中央公会堂まで、御堂筋含めて、これまで禁止地区としてもともと指定されていた場所です。

今回、赤線で点線囲みをしている部分が4月1日から拡充された部分で、こちらについて、まずはこども本の森中之島という、安藤忠雄さんが設計された建物で寄贈されたもので、子どもが集まる施設であることを踏まえて、禁止地区に指定してはどうかと議会でも議論がありまして、そちらの部分と、あとこども本の

森中之島と東洋陶磁美術館の前の、ちょうどこの図で言いますと下側、南側の道路がこれまでは車道だったのですが、ここを歩道化して、中之島の魅力向上のために歩行者空間として再編されまして、そういったことを踏まえて、中之島の魅力を向上させるために、改めて禁止地区として指定してきたところです。

その道を挟んだ、図でいう下側の部分が川沿いのエリアですが、昨年、委員会で議論いただいたときにも、川の下りたところはちょっと目につきにくいので、しっかりと表示をして、禁止地区を拡大したことが分かるようにしていただきたいと、委員からも御意見頂戴しまして、今回既存の看板も表示を改めておりますが、特に新しく新設したのが丸印で書かせていただいている新設の看板9カ所について、看板を増設いたしまして、さらにここから禁止地区になるということが分かるように、白四角で書いてる3カ所ですね、路面シールを新規で設置しました。

具体的には、5ページと6ページに、こういった表示物を追加したかを見ていただくように図をつけているのですが、5ページの左側のほうが市役所の入り口、御堂筋から見える部分になりまして、こちらは禁止地区全体を見れたほうがいだろうということで、御堂筋と大阪駅周辺の地区についても記載している図面を入れております。

もう一つ、右側の既存看板は、今回拡充された部分が分かるように、もうちょっとクローズアップした図面を使っており、どちらも3カ国語表示をして、英語、中国語と韓国語で説明を書いております。

6ページ目にポスターの表示とか、広報紙の掲載を載せております。

このほかにも、こども本の森中之島で、館内のデジタルサイネージがございましたので、そちらにも禁止地区拡大しますという表示をしていただいて、順調に拡充をしているところです。

続きまして、2の7ページです。もう一つ4月1日から拡充した中央区の長堀

通りの路上喫煙禁止地区の指定に伴って、こういった形で啓発行為を行っているかですが、こちらも、一番左側が阪神高速1号線で、一番右の縦に、南北に走っている道路が堺筋になりまして、これまで指定してきた御堂筋、心齋橋筋、戎橋筋、縦の筋のところに横に東西に走る道路の長堀通りを今回拡充しました。こちらは、先ほどの市役所の前のと同じような形で、全体図を見ていただいて、どの通りが禁止地区か分かる図面を設置しています。それを植樹帯のところに11基新設させていただいたのと、あとこちらの地域につきましては、もともと地元がかなり頑張っていて、35年にわたって清掃活動などをされて、路上喫煙の啓発活動を行ってきた地域でございまして、地域の団体もかなり御協力をいただいております、クリスタ長堀におかれましては、地下通路の出入口にビニール製の看板を50カ所も用意していただいて、表示をしっかりとやっていただいています。それが8ページの右上の写真がクリスタ長堀において貼っていただいているものになります。

それ以外にも、長堀通りの沿道企業においても、中央区が作ったポスターを提示したり、しっかりと取組をしていただいております、これ以外にも、左下にイベントでの啓発活動ですが、一番左の「アカンズきんちゃん」と「ゆめまるくん」、中央区のキャラクターですが、これはオープニングセレモニーを4月1日に、今日から禁止地区拡充しますということで大々的にイベントを実施しまして、そのときにも啓発グッズを、当時はマスクケースとマスクを配布したり、皆さんに注目いただけるような形で実施をして、ほかにも地域集会所のポスター掲示や、チラシの配架など、地元の方にもしっかりとご説明をして協力いただきました。

今回、ご説明に当たって、中央区役所や、あと関連企業にも聞いてみたところ、順調に取組は進んでいて、特に禁止地区の指定で、今までは複数で路上喫煙している姿が見られたのが、そういったものがなくなってきたかなど。あと、清掃活動をしっかりとされてるのですが、たばこのポイ捨てがちよっと減ったのではないかなというのが担当者の感覚でした。

一方、この地域が、もともと外国人観光客がかなり多く、大型バスで乗りつけて買物をする地域なので、外国人の喫煙問題というのも結構ありますので、また戻って来られたときに、今の取組をしっかりと継続して、きちんと周知して、実効性を保つように取り組んでいかないといけないというのが担当者と私どもの感覚です。

次に、9ページです。普及啓発活動の主な取組ですが、例えば成人式の際に喫煙ができる年齢になりますので、そのタイミングで周知をすることが重要だと思っております。新成人の皆様あてにチラシを作り、それを各区で配布しています。昨年は市内の成人式が延期になったり、中止になったところもございます。来月に2年度分をまとめてされるところもあるのですが、昨年の新成人と次の新成人で合わせて、2万3,000部用意いたしまして、新成人のもとに届けられる予定となっております。

今年はイベントがあまりなかったもので、周知もなかなかし難いところもあったのですが、できる部分はやっており、2番として、啓発動画の作成ということで、これは31年に作ったものですが、禁止地区拡大のときにも拡大地域の図を合わせて動画にして、配信しているところです。再生回数があまり伸びてないので、もう少し周知できたらと考えているところです。

ほかにも、外国人観光客が戻られてきたときには、そういった方たちをターゲットとして、啓発を行ってまいりたいと思っております。

次の4番、10ページ、過料処分件数についてです。こちらは、令和2年度の過料処分を行ったものと、令和3年度の11月末までの数字を挙げております。こちらはホームページでも掲載し、市民の皆様にも状況を見ていただけるようにしております。令和2年度と令和3年度につきましては、緊急事態宣言が出されてた影響もあって、大阪を訪れる方も少なかったり、通勤の方もテレワークなどで少なかったこともあり、件数は少なくなっているところです。

ただ、私どもとしては、過料処分をもともと条例で制定した趣旨が、過料処分をたくさん取っていかうというのではなく、過料処分を設けることで改めて条例の趣旨をしっかりと理解していただいて、違反された方に今後路上喫煙をしないよう行動を変えていただくためのきっかけとするもので、指導啓発が目的です。特に緊急事態宣言中は、大阪市が設置している喫煙所を感染防止のために閉鎖してたこともございまして、閉めてるのにその周りで吸われてはいけないので、指導員や私たち職員が、人が集まって吸うことがないように、喫煙所の周りを巡回したり、喫煙を防止する取組を中心にしまして、特に難波の喫煙所が新型コロナウイルスの接種会場に向かうバスの発着場所だったため、特にそのワクチン接種しようとしている方たちに受動喫煙の被害が及んでしまっただけではないので、できるだけ難波の喫煙所周辺で喫煙しないように予防に努めてきたところです。

続きまして、11ページの路上喫煙の定点調査の喫煙率についてでございます。こちらは18年に開始いたしまして、昨年度までの状況を記載しているのですが、表を見ていただいたらよく分かるかと思うのですが、左の2と書いてるところが平成20年ですが、この条例を制定して、過料徴収を開始したのが平成19年、その条例制定前の18年と、その後の平成20年の2のところですね。そこで大きく喫煙率が、禁止地区もそれ以外の地域もマナーエリア向上地域も全域も全部下がってしまっただけで、そこから若干戻してるところはあるのですが、時系列に下がっている状態が見ていただけるかと思えます。

これで見ますと、制度開始前の①の禁止地区の一つ目の一番左上の数字が禁止地区の喫煙率2.57%に対して、一番直近の令和2年の喫煙率が0.08%で、数字だけ見ると30分の1ぐらいに落ちて効果が表れており、禁止地区以外の全域でも、平成19年1.77%に対して、昨年が0.21%で、これも10分の1ぐらい、大まかに言うと、それぐらい下がっており、これまでの路上喫煙の対策事業、それ以外の要因もあるかと思うのですが、喫煙率も下がってますので、

数字が下がっているのは、こちらとしても実効性が上がってきていることかと思
っているところです。昨年度につきましては、やっぱりコロナの影響があり、丸
1日、32カ所の通行量を確認しているのですが、例年60万人ぐらいの通
行量ですが、それが昨年は43万2,000人で、例年の3分の2ぐらいで、母
数が少なくなってまして、そのうち900人ぐらいが喫煙されてたということ
でした。そのあたりが例年と違うところで、引き続き調査を実施して、喫煙率を確
認してまいりたいと思っています。ただ、路上喫煙が少なくなってきたとしても、
まだ歩きたばこや、自転車でのたばこも見られますので、引き続き路上喫煙の取
組が必要であると考えています。

続けて12ページ、こちらが広聴件数で、この数字は市民の声という大阪市の
制度も含めて、お電話でいただいたり、あとメールでいただいた広聴件数を全部
足し上げた数字です。平成30年の332件に対して、令和2年が634件で、
ほぼ倍ぐらいに増えています。さらに令和3年も、4月から10月分で、500
件ぐらいで、広聴件数が本当に増えている状態で、こちらとしては令和2年の健
康増進法の改正がありましたので、その施行がかなり大きいとっていて、苦情
であったり、困ってるので何とかしてほしいというような御意見であったり相談
が増えている状態です。

その内訳は、右の円グラフに書いており、これは1件の中に例えば受動喫煙と
たばこのポイ捨て、二つ意見がある場合もございますので、重複して数えてます
ので、上の522件と数が違うのはそういう理由です。一番多いのが受動喫煙に
ついての意見で、これはダイレクトに受動喫煙という言葉を使って寄せられた意
見です。それが概ね3分の1ぐらいを占めてる状況です。

二つ目が、啓発の充実・灰皿の撤去で、こちらは具体的にこの道路でたくさん
吸ってるから何とかしてほしい、この建物の下に道路にあふれてたばこを吸っ
てるから何とかしてほしい、個別の店舗名など、具体的に困ってるから何かし

てほしいという声で、私たち環境局と健康局も受動喫煙の担当をしておりますので、関係局と調整をして、まずは現場にどんな状況であるか見に行った上で建物所有者にこういう苦情が寄せられているので何とかしてもらえませんかということで、灰皿を撤去していただいたり、灰皿が例えば道路上だったら道路管理者と調整してどかしてもらうことができるのですが、私有地だとなかなか任意の協力を要請することになるので、きちんと撤去をしていただけない場合もありまして、そこが私どもも苦慮しているところです。1件1件そういった声をできるだけ拾い上げて、対応できるものについては声かけをして、少しでも改善できるように取り組んでいるところです。

3番目に多いのが路上喫煙対策の強化で、禁止地区の拡大の意見が多く、具体的にここを禁止地区にしてほしい、中には大阪市全域を禁止地区にしてほしいといったような意見が寄せられています。

その他としては、緊急事態宣言中の喫煙所を開けてほしいといった苦情や、指導員の態度に対してなど、あとは大阪市の職員の路上喫煙に対する意見も寄せられています。

雑駁ではございますが、これまでの取組は以上です。

○青木委員長 ありがとうございました。

それでは、いろいろな項目にわたりましたけれども、委員の皆様から御質問あるいは御意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。どの順でも結構です。

どうぞ。

○谷内委員 まず、9ページ目の動画についてですが、再生回数が少ないと思うんですけど、それはどのようにアピールされておられるんですか。例えば大阪市のホームページのトップページで見れるようにされてるんですとか、あとどうしたら増やすような取組を何か考えておられるのかを教えてください。

○木村課長 ありがとうございます。

 大阪市のホームページのトップページに載せてるのがまず一つあるのですが、再生回数が700件弱で、もっと伸びてもいいと思っているのですが、具体的なお知らせができてないところで、先ほど説明しました禁止地区の拡大のタイミングで、大阪市の広報版からツイートしたりといった取組をしていますが、もう少し上手にこのURLをお知らせし、他にもリンクを貼ってもらえたら、再生回数も増えるのではないかというのを考えていきたいと思っていますところですよ。

○谷内委員 動画をうまく活用すると大変効果的だと思います。最近の若者に聞きますと、やっぱりインスタグラムの動画で1分以内の動画なら見るということで、これを見ましたら43秒ですので、若者にも見てもらえるものですか、そうですね、どうしたらいいのかわからないところですけど、何かより見てもらえるような工夫をしていただけたらと思います。

 あと質問なんですけど、ちょっと聞き逃してしまったんですけど、12ページ目の広聴件数が増えたところで、何の変更があって、その広聴件数が増えたのか、もう一度教えていただけますか。

○木村課長 令和2年4月1日に健康増進法が改正されて、屋内の喫煙が厳しく制限されました。それに伴って、これまで屋内で吸われてた方が路上に出てきて吸っているような状況が見られるというのと、あとは緊急事態宣言もあり、企業とか個別で喫煙所を持っているところが屋内の喫煙所を閉鎖している状況で、濃厚接触者の調査のときに、同じ喫煙室を利用していると、濃厚接触に該当したりといったことがあるので企業も感染防止の対策として閉められてた経過があるようです。そういったことから、道路上に出てきて吸われてるような状態が多く見られるようで、そういった状況を何とかしてほしいという声が多く寄せられます。

○岡村課長 少しその点で補足をさせていただきますと、今年、そういう通報

事案、4月から11月末までで1,092件ございまして、屋外に関するものが7割強という状況になっていますので、今環境局が説明された内容と合致していると思っています。ありがとうございます。

○青木委員長　よろしいですか。

じゃあ、小谷委員、お願いします。

○小谷委員　御質問させていただければと思います。

まず、新しい禁止区域のことで、4ページの中之島のところなんですけれども、指定に伴って喫煙所がちょっと離れていることについての懸念の御意見等があったように思うんですが、実際にこれが施行されてから喫煙所の利用状況というのをちょっと御説明いただければなど。やはり分煙を徹底するというのも一つの課題かと思しますので、こちらに誘導がうまくできているのかなという辺をちょっと心配に思っております。

それから、質問をまとめてさせていただいて大丈夫ですか。

それから、これがよくないとかどうかという判断があるわけではないんですけど、一方で、長堀のところの看板というのと、中之島のところとタイプが違うものにされたということで、長堀のほうが全体にいろんな新規指定区域が分かるようなものになっているのは、どうしてこのように使い分けられたのかなというので、その効果の違いがあったりするのかなというのがちょっと純粋な疑問としてございまして、何かその辺で分かりやすさとか伝えるべき対象の違いとか何かあるのかなというのをちょっと思っているところです。

それから、3点目が、先ほどの御質問にもつながるんですけども、9ページ目の動画あるいはその啓発活動全体についてなんですけれども、喫煙については調査実施からだんだん下がってきていてというもので、これはすばらしいことなんですけど、これからそれほど下がっていきにくくなるのではないかという予測が何となく立つところでありまして、一層の啓発活動等が重要になるのかなというよ

うなポイントが出てくるかなと思います。

細かい話ですけど、あと成人式についてはちょっと承知してないんですけども、成人年齢が引き下がるに伴って、でも喫煙は20歳ですので、どうなるのかなという純粋な疑問で、タイミング的に成人式だけを捉えてて大丈夫かなというのは、来年度の話ですけど、が1点と。

それから、むしろこの辺のことは健康推進部のほうで恐らく喫煙等について様々な活動をされてると思いますので、そのような機会を捉まえて連動して動画をイベント等で流すとか、先ほどの話にもありましたけど、手前みそであれなんですけど、うちのゼミは市の依頼を受けてとか、そういう事業に参加してインスタグラムでごみ減量とかのアピールのものとかを作って、そこで上げるみたいなことをしてるんですけども、そういった形でやっぱりいろんな媒体で載せていかないとなかなか再生回数が上がっていかないという、本当に苦労されているところだと思うんですが、実感としてはホームページっていうのが一番上がらない感じがしております。なので、フェイスブックとか、あるいはインスタグラムとか、対象としてはターゲットによっても使い分けも必要かと思えますし、若年層を中心と思えばインスタグラム、あるいは広くと思えばフェイスブックとかは割と利用しやすい環境にあるのかなと思いますので、いろんな媒体をちょっと試されて、広報活動に少し重点をより一層かけていただくと、今後の喫煙率の低下にもつながるのではないかなと、最後感想めいたことで申し訳ないですが、意見を持ちました。よろしく願いいたします。

○木村課長 小谷先生、ありがとうございます。

まず、1点目のこども本の森の地域拡大ですが、確かに喫煙所、堂島公園のところと離れているので危惧は確かにありましたが、10ページの過料適用件数、御堂筋、大阪市役所、中央公会堂、こども本の森中之島周辺地域として207件、過料適用がありますが、こども本の森の拡大したところの過料適用件数、これま

で0件です。ただ喫煙に関しては確かに堂島公園のところが先ほど申し上げた、それぞれのビルから出て喫煙される方たちが増えてる状況があり、あと中之島図書館と裁判所の間に水晶橋という橋があるのですが、ちょうどこの図の真ん中ぐらいの橋です。そこで喫煙をされるケースがかなり増えてまして、その状況はもともと市民の方から、一回見に来てくださって、すごいことになってますよということで、行ったら本当にすごくて、ごみ袋に4袋分ぐらい吸い殻とそれ以外のごみもあり、現在重点的に巡回してきれいにするようにしています。また、市役所職員に対しては、私たちは市民に対して路上喫煙しないよう努力義務を課してる立場上、ここで吸うようなことのないように周知をしており、今は落ち着いてきている状況です。

先ほど、小谷先生がおっしゃっていただいたとおり、禁止地区を指定したときはその影響に気をつけて見ておかないといけないと実感した部分でした。

ちなみに、長堀通りは、10ページの過料適用件数で56件、そのうち23件が長堀通りです。

あともう1点、動画の配信ですね。ここはもう少し考えて。

○青木委員長　　もう一つ、先生の御質問は、看板の表示方法の違い。

○木村課長　　そうですね。すみません、失礼しました。

看板の表示につきましては、先ほど植え込みの部分の7ページの看板表記は、どちらかという自転車を止める駐輪場所であったりとかするので、これから動かれる方が全体図を見れるようにという意味で、こういった形で拡充した部分だけでなく、これまでの部分も含めて表示をしております。

逆に、クリスタ長堀や沿道企業との連携した啓発については、8ページの路上喫煙の禁止地区をクローズアップしたものにし、歩道を歩いている方たちに、具体的にここからここまでと分かるような形で表記をして、場所に応じて表示を変えているところです。

○小谷委員 その11基の植樹帯にあるのは、このタイプなんですよ。全部。

○木村課長 そうです。この7ページのタイプです。

○小谷委員 これは比較的自転車移動の方とか、これからいろんなところへ動かれる方に向けても含めてみたいイメージ。

○木村課長 そうです。

○小谷委員 市として設置しているのがこれですよ。分かりました。

○木村課長 先ほど動画配信につきましても、確かにフェイスブックやインスタグラムなどのSNSを上手に使っていきたいということと、あとターゲット、成人式の部分もこれから考えていかないといけないのですが、例えば私たち環境局では、環境施策を子どものときに学んでもらうことが大事だと思っておりまして、総合学習で使っていただく副読本「おおさか環境科」という本を作成し、小学校三、四年生の副読本に路上喫煙の防止の取組を載せています。

先ほどの成人式の年齢が早まることに関しても、喫煙できる年齢は変わらないので今後の啓発をどうするかというのは、むしろ健康局と一緒に喫煙のリスクなども知っていただくようなものができるといいかもしれません。

○岡村課長 先生、長くなって申し訳ないですが、健康局では、小学校等で薬に関する授業というのがあります。そちらでたばこの害について説明するときもあります。必ずしもということではないのですが。やはり環境局が、今おっしゃったように、子どものときから進めていくのが大事っていうのも一つ思ってますし、先生が御指摘いただきましたように、高校生だとか大学生、一步手前のところですね、今年とか去年はコロナがあってなかなか出られなかったのですが、文化祭に出店したりとか、あと包括連携させていただいている製薬企業とか、そちらといろいろ結びついてやったり、あと大人向けで言いましたら健保協会、健康保険の協会にこういったことがあるので禁煙治療の手段もありますよというふうなことで、アドバイスいただいたら若い世代に響くものっていうのはとても私も

大事だと思っていて、どうやったらいいのか考えめぐねているところもありますので、その学生さんがもし御協力いただけるならとてもうれしいというか、そういった手段をすごく探していたところですので、ありがとうございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。

今あれですか、大阪市で使えるのはツイッター、LINE、フェイスブックとかお持ちなんですか。環境局とかも持ってはるんですか。

○岡村課長　　いけます。YouTubeもいけますね。

○木村課長　　そうですね。ツイッターは3Rというものがありますので、きちんと登録していれば、今日は燃えるごみの日ですとか、そういったものも分かるような便利なアプリもありますので、そういったものにこちらもひもづけられるのであれば、上手にを使って、特に意識の高い方がそういったところは登録されるように思いますので、環境局のツールで考えてみます。それ以外にも、もし発信手段お持ちだったら、御協力いただけたらありがたいなと思っています。また御意見いただけたら助かります。

○青木委員長　　いろんな局でそれぞれ持ってますから、できれば横断的にと思いますし、あと各区でも独自のアプリを作ったりいろいろ今してますから、区に御協力っていうのはもっと効果的かもしれないです。

○木村課長　　はい、分かりました。

○青木委員長　　関係ないところで見るとっていうほうがいいと思いますよね。関心のある人が見るとっていうのではなくて、全然違うアプリ見たら、なぜかこのビデオが流れたみたいなほうがより効果的だというふうに思います。

どうぞ。

○小谷委員　　今まさに委員長がおっしゃられたように、関心がある人は見るんですよね。だから関心がない人とか、たまたま見るみたいなところをどう広げることが結構難しいところなので、ともかくいろんな機会を捉まえて、いろんなとこ

ろで出していくことがまずは第一歩かなと思います。この問題と言えば景観とかごみとかそういう点で、ちょっと関心を持った人が路上喫煙をしっかりと見てもらってもいいし、健康面から関心がある人もいるでしょうし、何か健康とかそういうことで気にしてらっしゃる方もいるかもしれないです。ちょっといろんなツールをとにかく活用して、せっかくあるものだからたくさん使っていかれるといいんではないかなと思います。

すいません、長く質問しまして、失礼いたしました。

○青木委員長　ありがとうございます。

なお、成人は18になりましても、喫煙は20歳でございますので、成人式ではまだ吸ってはいけないよという周知をしっかりとさせていただく必要があるかというふうに思ったりもしております。

ほかに、委員の方、いかがですか。

どうぞ、お願いします。山内委員。

○山内委員　よろしく申し上げます。この条例の実効性や確保のために過料ということが定められているということで、実態として処分件数がそれなりにあるということもよく分かりました。施行規則を見ますと、これは多分元警察官の指導員の方がそういう処分をすることになるんだろうなと思うんですが、このあたり既に過去に御説明があったかと思うんですけども、新任の委員として改めてちょっとお聞きしたいなと思いましたが、その路上喫煙している人に指導員が呼び止めて、そのときに素直に1,000円ぱっと払って終わるのか、弁明の機会が与えられたりするとかということもあるので、後日弁明したりする人がいるのかとか、その過料の実効性確保のためにきちっとその過料が実際徴収されているのか、そのあたりを少しお聞きしたいと思います。

○木村課長　確かに山内委員おっしゃっているとおり、過料適用については、市民にとっては不利益処分に該当しますので、弁明の機会を設けないといけない

ことになっていて、全てその場で、まずは路上喫煙をした事実を現認し、その後に条例の趣旨をしっかりと説明させていただき、その後に弁明の機会がありますけどもどうですかと聞いた上で、過料処分という手続を一連の流れで行っています。聞いてみると何となく知ってるけど、ここが具体的に禁止だとは知らなかったとか、あとは本当に全く知らなかったとか、そういった方も多くいます。皆さんやはり悪いことをしたという認識はあるのか、すぐお金を払ってぱっと帰りたいというような方もいらっしゃる、中には納得いかれない方もいらっしゃいます。また、逃げようとする方や、本当に走って逃げられる方もいるので、いつも複数で対応しております。1人が説明をして、1人が様子を伺いながらするようにしており、適正に公平に処分を行いたいのので、きちんと過料適用できるように、複数で対応を行っているところです。実際、お金はその場で徴収させていただいてますので、その後に払えてないとか、そういったようなことは今は発生してないです。ちょっと持ち合わせがなくてと言って、借りて持って来る方も過去にいらっしゃいました。

○山内委員 分かりました。ありがとうございます。

○青木委員長 谷内委員、お願いします。

○谷内委員 過去にお聞きしてるかもしれないんですけど、この過料処分っていうのは、観光客の方にも適用されるんでしょうか。今回、今年度から新たにこの長堀を拡大しまして、今は減っておられると思うんですけど、インバウンドの方が増えて、この看板に気づかないまま喫煙される方とかにも適用されるということでしょうか。その場合、お支払いとか、言葉の壁ですとか、そのあたりはどう対応されてるのかというのを聞かせていただけたら。

○木村課長 谷内委員おっしゃるとおり、確かにこの地域は外国人の方が多くて、それ以外にもこれまでの過料適用で見ますと、今年は少なく、今年度の過料適用のうち外国人が占める割合は1.6%です。例年は外国人が20%ぐらい

占めてるので、外国人が大型バスで来られたというケースもございます。そういった場合も説明をできる範囲でして、御理解いただいて徴収させていただいたり、中には逃げて行かれる方もいたりするので、全ての違反者に対して取れてるかというところではないかもしれませんが、できるだけきちんと公平に徴収するようにしています。今はこういう時期でもあり外国人向けの広報をあまり多くはしていないのですが、「るるぶフリー」や、「エクスプローラー」などの、外国人が見るようなガイドブックにも路上喫煙の禁止について掲載をしたり、大阪観光局の発信するホームページがありますので、そこにも路上喫煙の禁止のことを書いて周知するように努めています。

○谷内委員　それは英語でされたりとか。

○木村課長　それは持っているもので見せたりとかもあるのですが、いかがですかね。

○環境局職員　英語や中国語など、いろんな外国語の文章で、ここが禁止区域という紙を指導員は持っています。

○谷内委員　分かりました。納得してもらってから払ってもらってるということ。

○木村課長　はい。

○谷内委員　ありがとうございます。

○青木委員長　ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、どうですか。玉川委員は。

○玉川委員　今の過料の件、一つですけれども、過料取られた料金につきましては、その使い道というのはどうなってるんでしょうか。というのが1点と、もう一つは、この10ページにございます過料処分の件数ですけれども、天王寺、阿倍野あたりが非常に減ってるのかなというふうに思います。こちらはちょっともしかしたら聞き漏らしたかもしれませんが、その理由について教えてもらえた

らと思います。

○木村課長 過料適用につきましては、その徴収した過料を何かの事業に充てることはなく、普通に一般財源の中に入れていた状態で、特定の目的のために使ったりはしていない状況です。

天王寺・阿倍野区につきましても、外国人が減っていることによる減もあるかと思いますが。ここについては私どもの指導員、この事務所が阿倍野にありますので、指導員が阿倍野から出て、阿倍野に戻ってくるっていうのがあり、ほかの地域よりも目につきやすく指導件数は伸びるところも若干あるかもしれないです。私たちが月に一回清掃活動を行っていますが、たばこの吸い殻はたくさん落ちています。まだ路上喫煙がある場所だと思っており、できるだけ清掃活動するときにアカンズきんちゃんのジャケット着て、アピールしながら清掃したり、そういった清掃活動をしているとやはり良心がとがめるのか、ふだん見るような喫煙者もその時間帯だけいなかったりするので、そういった地道な活動を、私どももそうですし、地域の方たちの取組というのが路上喫煙を少しずつでも減らしていけると考えております。答えになってないかもしれないです。

○青木委員長 このエリアが急に今年減ってる理由はちょっと分からない。

○木村課長 外国人の方が。

○青木委員長 多いんではないかということですか。

○木村課長 そうではないかと思います。

○青木委員長 ほか、よろしいでしょうか。

もしこの御報告以外で、喫煙、禁煙のそのマナーも含めて、大阪市全般のことについてございましたら、またその他のところで御意見や御感想をいただければと思っておりますので、その際にもう一度御発言いただければと思います。

では、2番の議題に参らせていただきます。

「たばこ市民マナー向上エリア団体」の令和2年度の活動報告をお願いいたし

ます。

○木村課長 事務局から説明させていただきます。

たばこ市民マナー向上エリア団体を、平成20年に制度として作りまして、路上喫煙禁止地区以外の地域で、市民の方に路上喫煙をしないように、市民団体を主体として、行政と一緒に喫煙マナーを守っていただくような取組を行っています。平成20年に開始したときには、20団体ぐらいからスタートしましたが、令和2年で75団体、ここ数年伸び悩んでいるような状態です。

具体的に、実施していただいている内容としては、イベント時の啓発であったり、啓発物のティッシュを配っていただいて、マナーを守ってくださいということ声をかけいただいたり、他にはのぼりやポスターを商店街などに掲示いただいたりなどの取組を行っています。先ほど、申し上げたものにも重なるのですが、定期的な清掃活動を行っていただいているマナーエリア団体もごございます。2週間に1回ぐらいの頻度でやっていただいているところもありまして、たばこだけではなく、まちの美化の観点からごみを集めたり、中には違法駐輪も問題として抱えている地域であれば、そのときに一緒に建設局の駐輪担当も一緒に来てもらい、一緒にアピールしたり、団体それぞれで抱えている問題の状況が違いますので、いろいろ工夫して行っている状況であり、こちらもお聞きしていたら、やはりコロナの関係でなかなか集まってのイベント実施というのができない状況なのですが、その中でも何とか音声で啓発を実施したり、配布するのは、難しいのでイベントのときに配布物を商店街に置いて、気になった人に持ってもらうようにしたり工夫してイベントを実施していただいて、去年は、人数は少ないのですが、1万3,220人の方が、延べ747回を実施いただいています。

環境局からは、配布するティッシュや掲示用のポスター、のぼりを区と一緒に予算を確保して作成し、団体にお渡ししています。

市民マナーエリア団体の令和2年度の活動については、以上になります。

○青木委員長　　ありがとうございました。コロナ禍で参加人数は減ってますけど、回数自体は例年前後で推移しているということのようですが、何か御質問とか、御意見とかございますか。

じゃあ、小谷委員、お願いします。

○小谷委員　　今、20団体ぐらいから始まって、75団体まで増えてきたということで、非常に実績がある活動になるのかなと思うんですが、ちょっと団体数が伸び悩んでいらっしゃるというお話もあって、そちらは何か市のほうから働きかけをされて、加入団体を増やすような趣向をされているのかということと、後、こちらの参考資料7にあるのが、この団体さんの一覧になるという理解であっているのかなと思いますけれども、商店街だったりとか、町内会的なものとか、あるいはまちづくり協議会的なものとか多種多様ではあります、幾つか中心になりそうな団体さんというのは見えてくるような気もいたしますので、もし、何か働きかけをされるとしたら、禁止区域外だけれども、そういう例えば、まちづくりとかに重点を置かれているところとか、あるいは商店街さんとかは割と、何というか、恒常的にこういう美化の問題みたいなのを抱えてらっしゃると思うので、御協力いただけないかとか、そういう御存じなかったりとかいう部分もあったりとかするのかなと思うので、相互に情報交換し合いながら、活動を高めていければいいんじゃないかなというふうに思います。ちょっとどういうふうに数を増やしていくような、何か方策がおありにあれば、教えていただければなと思いました。

○木村課長　　最初に制度を立ち上げたときは、どちらかというと、路上喫煙ではなくて、まちの美化の関係で清掃活動をしているような団体にも声かけしながら、最初スタートしたと聞いております。この数年は、特に団体数を伸ばすように大きく働きかけをしていたわけではないので、改めて環境局で今、ボランティ

ア清掃をされている団体が1,800団体ぐらい、把握してしまして、ボランティア清掃時に、たばこの吸い殻はありますので、多分課題意識として持っていて、そういうところにもあるのではないかなと思うので、そういったところにマナーエリアの制度と目的をお知らせする機会があれば、賛同いただいて活動していただけたら、禁止区域以外のところでマナーの向上が望めるのではないかなと思いますので、そういったことを今後考えていきたいと考えています。

○小谷委員　今おっしゃったみたいに、ボランティアでやっていらっしゃる方は御関心があるので、むしろ、市の方からこういう話があれば、逆にその団体さんの活動をサポートすることにもなると思いますので、互いにそれぞれの目的を融合し合って、高めていけるような関係性を結んでいかれると、全体として目的を達成できるような形に進めるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そのようなところも増やしていただければと思います。

○木村課長　ありがとうございます。

○青木委員長　ありがとうございました。そのほか。

谷内委員、お願いします。

○谷内委員　この団体一覧を見させていただいたとき、地域活動協議会が入っていないのかなと思うんですけど、割と町会組織の中心となつてつくられている地域活動協議会でも、清掃活動は主な活動としてされていると思いますので、大阪市から比較的声がかかりやすいところかと思ひまして、ぜひアプローチしていただけたらと思います。

あとは、どの団体に取り組むにしても、この活動に参加するとどういうメリットがあるのか、どういう効果があるのかというのを明確に知ることができたら、もう少しハードルが下がるかなと思うんです。例えば、これに参加することでポイ捨てがかなり減った事例があるですとか、やっている方のやりがいですとか、表彰制度があるですとか、何かそういった、ちょっとメリッ的なものが見える

ようになっているといいかなと思いました。

○青木委員長　　ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、今頂いた御意見も参考に、引き続き、団体を増やしたり、団体の活動の活性化を御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3番目の議題に参りたいと思います。

3番目の議題は、新たに「路上喫煙禁止地区」の指定ということの議題になりますので、これにつきましては、この当委員会のほうに大阪市からまず、諮問をいただくことになっておりますので、諮問をお願いしたいと思います。

では、事務局、よろしく願いします。

○松倉課長代理　　青野局長は、前のほうへお進みいただけますでしょうか。

○青野局長　　大環境事第833号、令和3年12月20日、大阪市路上喫煙対策委員会委員長　青木佳史様、大阪市長　松井一郎、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）について（諮問）。

表題について、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

諮問理由。大阪市では、健康、防火、防災、まちの美化の観点から市民等の安心・安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、大阪市路上喫煙の防止に関する条例を平成19年4月に施行し、市内の道路や公園などの公共の場所では、路上喫煙をしないよう努力する義務を課すとともに、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」、「都島区京橋地域」及び「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」並びに「北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域」、「天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域」、「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」を路上喫煙禁止地区

に指定し、違反者に対しては1,000円の過料に処しています。

この度、文化・集客ゾーンである中之島の魅力をさらに高めるため、堂島公園の再整備に併せて閉鎖型喫煙所の整備を行うとともに、「堂島公園の一部及び周辺地域」についても、路上喫煙禁止地区を拡大してまいりたいと考えております。

当該地域の路上喫煙禁止地区の指定にあたり、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第3号の規定に基づき、貴委員会の意見を聞くため諮問します。

○松倉課長代理　　どうもありがとうございました。どうぞ、お席へお戻りください。

それでは引き続き、青木委員長に議事の進行をお願いいたします。

○青木委員長　　今お聞きいただきましたような諮問をいただきましたので、これにつきましてこの委員会で検討しまして、後でいろんなスケジュールもお示しただけだと思いますが、本日以降、意見をまとめて方針を作成していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

ではまず、ちょっと今回は、全く新しい地域の指定とは違う、指定ではございますが、事務局のほうから、今回の指定に関する考え方につきまして、初めての委員もおられますので、従前の指定のことも含めて、ご説明いただければと思います。お願いします。

○木村課長　　そうしましたら、A3の1枚もの、大きくしているものでご説明させていただきます。

左部分のこれまでの取組と、2番の手續につきましては、これまで継続しておられる方は御存じの部分もありますが、復習ということでもう一度させていただきます。先ほど、諮問の関係でもご説明させていただいた部分と、重複する部分は、一部省略してご説明させていただきたいと思っております。

これまでの取組で、平成17年度からこの事業は開始しているのですが、当初、環境事業局と健康福祉局と危機管理室と消防局の4局共同で検討して、普及啓発

を実施しておりました。

その趣旨としましては、環境局としては、まちの美化の観点から吸い殻を捨てられたいないようにというところ、健康局としては、健康面、その当時は副流煙という言葉を使って、受動喫煙のことを何とかしたいという思いで健康局に入っただき、危機管理室が入っただき、市民の安全ということで、子どもに火が当たったら危ないとか、そういった観点から入っただき、消防局は防火の観点、きちんと火を消すという、そういった観点から一緒に行ってきたところでございます。

平成19年に条例を施行いたしまして、そのときの答申において委員から御意見頂いた上で重要な考え方について整理をしているものを四角囲みさせていただいております。禁止地区の指定にあたっては、周囲の市民に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域を選んでいく、通行者が比較的多い地域を選ぶ、大阪を代表する地域で啓発効果、PR効果の高い地域を選んでいこう、明確性が確保できる場所を選んでいこうということで、平成19年に答申としてまとめられています。

その後、具体的に御堂筋の地域を皮切りに、順次、禁止地区の指定をしまして、それと並行して20年度から、先ほどのたばこ市民マナー向上エリア制度を開始いたしまして、禁止地区以外の取組も並行して実施をしてきたところです。

平成25年度に委員会において禁止地区の考え方について、もう一度取りまとめをしています。それが下の四角囲みの部分になり、駅周辺や通行料が比較的多い地域でPR・抑止効果とともに区の意見を踏まえて総合的に判断されたいということで、答申でまとめられています。

もう一点が、禁止地区については、明確性を確保するという考え方を基本に検討して、調整することで御意見を頂いております。

その後、都島区、中央区戎橋・心斎橋筋、北区、天王寺区・阿倍野区の周辺地

域を指定しまして、昨年度、長堀通り地域とこども本の森中之島周辺地域を御堂筋地域の拡大として指定してきたところで、それぞれ過料徴収もそのときに開始をしております。

2番のところに、基本的には禁止地区の指定にあたる手続を取りまとめている部分になります。

まずは、区長のほうで禁止地区の選定を行い、地元と調整等を図りながら、区政会議で諮って意見を取りまとめる。

次に、大阪市路上喫煙対策委員会に諮問をしまして、その後、パブリックコメントを実施いたしまして、その集約した意見とともに委員会へもう一度お諮りしていただき、答申を取りまとめていただいて、その上で不利益処分にも該当しますので、告示でしっかりと皆さんに知っていただいた上で、周知期間を設けた後に過料徴収を開始するという流れになっています。

今回は、先ほど、青木委員長もおっしゃっていただいたのですが、今回は特殊な事例で、北区や関係先とは調整しているのですが、当該区で改めて会議に諮らなくてもいいと、区から意見を頂いていまして、それはなぜかということ、もともとの御堂筋地域の小規模な変更といいますか、少し地域を拡大するというものがございますので、今回は、区の区政会議に諮るといような手順を経ずに禁止地区の指定について手続を行ってまいりたいと考えています。

ただ、市民の方の意見を頂く機会は重要ですので、パブリックコメントについては通常どおり行っていく予定です。

3番に移りまして、今回の指定について堂島公園の喫煙所を御存じでしょうか。市役所から北側の大江橋を渡って、すぐ左にある喫煙所なのですが、そこがオープンの喫煙所といいますか、パーテーションはあるのですが、四方全部を囲っているような状態ではなく、オープンになっているところです。こちらが今回、隣の、この図でいうと、喫煙所の上部分、北側にある建物の建て替えに伴って、堂

島公園が再整備されます。そこには、今、観光トイレといって、大阪府が宿泊税を利用して、観光客向けに、すてきなトイレを造られて、この先には、ここに船着場が造られたり、あとは、その公園整備の中で広場も造られる予定になっていまして、そういった多くの方が利用される公園に今後整備されていくこととなりますので、御堂筋と一体となって中之島地域の魅力向上のためにも、こちらの喫煙所を含む堂島公園の一部、この部分を禁止地区に指定していきたいと考えています。

公園の広場部分は、ビルの中に保育施設が設けられるような話を聞いており、子どもたちが遊び場として使われることも想定されているようです。

そういったことも考えまして、こちらの喫煙所を今はパーテーションだけですが、閉鎖型で、煙をきれいにしてから出すような施設に再整備する予定です。再整備した後、周りで吸っていても、閉鎖型喫煙所の意味がなくなってしまうため、ここを禁止地区にしてしまうことで、きちんと喫煙所内で吸っていただくことを促すためにも、ここを禁止地区にする。区画についても、真向かいのビルの歩道までを含めて、子どもたちがここを行き交うので、その子たちに受動喫煙の被害が及ぶことがないように、そこまでの地域を含めて禁止地区に指定していこうというものでございます。

将来的な船着場であるとか、多数の方が利用していただける場所になりますので、この機会に大阪市で初めての閉鎖型の喫煙所を整備し、運用も含めて新たな取組で、喫煙者の方も非喫煙者の方たちも共存していけるような喫煙所にできたらと思っています。

こちらの今後のスケジュールですが、5番のところ、1月からパブリックコメントを実施しまして、2月ぐらいには集約をいたしまして、その内容を踏まえて、3月にもう一度委員会にて審議いただき、その上で5月に答申を取りまとめたいただきたいと考えています。その後6月に告示を行いまして、広報期間を設けた

上で8月に禁止地区の指定というのが今の予定となっています。

こちらの説明については、以上になります。

○青木委員長　　ありがとうございました。

私から確認ですけど、この新しい禁止エリアの西側の端というのは、どういう区切りになるのでしょうか。東側は御堂筋の従来の禁止エリアと一体になるわけですね、東側は。

○木村課長　　そうです、はい。

○青木委員長　　西側のエンドは、何をもって、区切っているのかを教えてくださいましたら。

○木村課長　　今回は、北側のビルと一緒に一体的に再整備されますので、その再整備地域を対象として禁止地区を指定してまいります。そのため、点線囲みになっている部分が再整備部分になっています。西側がちょうど飲食店で切れる部分になりまして、離れたところに公園が西側にもあるのですが、今回は、この再整備地域、再整備に伴っての指定ということにさせていただいて、西側のエンドは再整備の範囲でとどめておきたいと考えています。

○青木委員長　　ありがとうございました。

では、この新しいエリアに関する御質問でも結構ですし、そもそもこの指定エリアの指定の仕方も含めた基本的な御質問でも結構ですので、皆様から御意見、御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員　　ちょっとまとめて、いろいろお話させてください。

この委員会に出席させていただいて、行政の方として、僕、非常によくやっているとされていると思うんですよ。

ただし、喫煙者の中ではどうしてもマナーの悪い人、そういう人がいて、こういうのは地道な啓蒙活動を子どものときから続けるとか、そういうことしか方法

がないと言わざるを得ないと思うんですね。

でも、そういうごく一部の少数者の人をどけて、知らなかった、そういうルールがあるということを全然気づかなかったという人に対しての告知というか、アナウンスというか、そういう面では、僕がこの委員会に出席させていただいたからかも知れないですけど、割といろんなところに目につくようになって、それをより分かりやすいようになっているというのは、この行政は本当に努力されているなというのはよく存じ上げております。

その中で、先ほど僕も手を挙げようかとか思ったけど、Y o u T u b e の再生回数が非常に少ないということなんですけれども、松井市長とか、管轄違うのか分かりませんが、吉村さんとか物すごくT w i t t e r とか、フォロワー持っておられますよね。だから、そこにちょっとリンク貼りつけてもらうとか、一言言ってもらおうとか、使えるものは何でも使ったほうが、再生回数は伸びると思います。

それで、今回の新たな指定地域の件も含めてなんですけれども、問題は、いや、私、何もマナーを守るつもりもあるんだと、ちゃんとこういうルールがあるということも知ってるんだと。でも、例えば、喫煙所、こういうところに行ってみたいと思っても、人があふれかえっていると、どうしても周りでパーテーションの外だとか、閉鎖型だったら、その外で吸ってしまうという例はやっぱり幾らかあると思うんですね。こういうのをやっぱり数を減らしていこうと思うと、前回のこの委員会で私、意見として述べさせていただいたんですけれども、大体その地域に喫煙者が何人いて、どういうタイミングで皆、たばこを吸うのかというのを一遍調べて、それを喫煙所の数で割り返すと、じゃあ、このキャパで足りるかとか、足りないかとか、そういう計算が、やっぱりできるはずなんで、そういうことをやっぱり、ぜひやっていただきたいと思います。

この閉鎖型なんですけれども、今回、そういういろんな理由があって、大阪市

で初めて閉鎖型のものを作られるということで、それはそれなりの理由があってやられるかと思うんですけれども、今後、禁止地域をまた拡大していく、増やしていくとなると、新たな喫煙所が必要。そこには、やっぱり僕、基本は開放型で考えていただくほうがいいと思います。一つには、やっぱりコストの問題。閉鎖型にすると、コストがかかると。それとやっぱり、僕は平気ですけれども、喫煙所の中に2人になって、もう一人の人がちょっと人相が悪いとか、そうなるちょっと身の危険を感じるとか、だから、もう喫煙所に行きたくないという人もいますので、開放型で副流煙がどれだけ害を及ぼすかというのが、ちょっと分かりませんが、海外見ましても開放型のほうが多いと思います。例えば、シンガポールの空港は喫煙所、もちろん閉鎖型のものもあるし、開放型のものもあるんですけれども、僕がよく利用する喫煙所は、サンフラワーガーデンといいまして、ヒマワリが植えてあって、それを観賞しながら、たばこが吸えると。開放型でシンガポール、熱帯の地域で暑いので、ミストがあって、快適に過ごせるとかですね。

ぜひ、開放型を今後中心に考えていただきたいというのと、それとやっぱり関西のイメージアップの中で、ちゃんと喫煙マナーを守らない人を減らすとか、ごみを減らすとか、そういう観点でのイメージアップというものもあるでしょうけれども、快適な喫煙所をたくさん造るといってもイメージアップの一つだと思いますので、そういう観点からも御尽力いただきたいと思います。

以上です。

○青木委員長　ありがとうございました。

今回、閉鎖型を初めてつくるというような辺りは、何か御趣旨、今回のその辺りをもう少し補足して、御説明とかありますか。

○木村課長　喫煙所の設置に向けては、場所の確保というのがかなり大きな一つの課題になります。私たちの行政で場所を見つけるとなると、そして周りに

建物などに迷惑をかけない場所となってくると、道路上や、公園の一部になってくることが多く、他の喫煙所に関しては、ほとんどが道路上に建っています。道路上になると、建築物が建てられないというところもあり、これまで、開放型のものが多いというのが実情です。今回は公園の敷地内ということで、管理者である公園事務所や、河川管理事務所に事情をお伝えした上で、了解が取れたので、こういった形で今回は閉鎖型で設けることにしました。

後は、先ほどの広場、特にお子さんが使われるというところが、こちらも気にかけているところとして、他の喫煙所ですと、例えば道路の中央分離帯ですと、煙が流れ出てもそこまで多くの人を通るわけではないので、影響がゼロではないのですが、まだ少ないと考えられますが、公園内ということもあり、今回は皆様が気持ちよく使っていただけるように、閉鎖型の喫煙所を造ることになり、この堂島公園については、今の、公園全体に広がって皆さんが使っている状況を改善したいという思いから更新していくものです。

○青木委員長　御説明ありがとうございました。じゃあ、ほかの委員の皆様からもどうぞ。

では、玉川委員、よろしくお願ひいたします。

○玉川委員　ありがとうございます。今回、閉鎖型を造られるということなんですけど、初めてということで、どのような大きさで何人ぐらいが入るようなもの、予算としてどれぐらいのものなのかというところも、また教えていただければなと思います。

この参考資料の8番目ですかね、今、市内に設けておられる喫煙設備の一覧というのがございまして、そこを見せていただきますと、この堂島公園内というのは、一番狭い10平米ということになっているんですけども、ここに同じような広さで造られるのかとか、今あそこ、非常にたくさんの方が利用されているというふうに思うんですけども、先ほど、近藤委員もおっしゃったようにキャパ

として大丈夫なのかとか、先ほど水晶橋の辺りが非常に吸い殻が多くなっていたというお話もございましたけれども、この辺一帯が禁止区域になってしまって、ここに吸いに来た方もまたなかなかいっばいで、喫煙所の中入れないということになった場合は、またどうなるのかなということが少し気になりましたので、その辺を教えていただきたいと思います。

○青木委員長　　今、予定の喫煙所の状況、分かりますでしょうか。

○木村課長　　今、堂島公園のところは10平米で占用許可を取って、設置をしているところなのですが、8月にできる予定の喫煙所は15平米ぐらいです。コンテナ型の喫煙所を設置する予定となっていて、排煙施設を設けた形で、空気を脱臭して外に出すというような形になっています。今ある10平米というのが占有面積でして、実態としては、かなり広がって使っておられるような状況なので、敷地の関係もあって目いっぱいコンテナ型で造れるのが15平米ということになります。

○玉川委員　　御予算は。市の負担ですか。

○木村課長　　大体、設置のときに2,000万ぐらいかかる予定となっております。これから施設の管理にかかる費用はこれから精査していくところですが、今、他の開放型の喫煙所での大きいところだと、管理費が年間200万ぐらいかかっていたりとかしますので、それにプラスアルファ電気代であるとか、フィルターの交換代もかかってきますので、概ね300万ぐらいはかかってくるのではないかなと考えています。

○玉川委員　　今、再整備されるその北側のビルを建て替えられる方が負担するのではなくて、大阪市の負担で造られるんですか。

○木村課長　　そうです。当初、そういった話もできないかと考え、交渉もしていたのですが、結果的に大阪市の建てることになりました。

○玉川委員　　15平米の喫煙所って、何人ぐらいが使えるものなんですか。

○木村課長 12名ぐらいです。

○青木委員長 ありがとうございます。従来のこの現状のものと、大体同じぐらいの規模と考えたらいいわけですかね。開放型のものと、ほぼほぼ一度に使える人数というのは同じぐらいだと考えたらいいわけですね。

○木村課長 そうですね、今が、広がって吸われているので、本当にその面積を守っていただけているかどうか、疑問の部分もありますけれども、概ね、今の10平米に対して15平米ということになります。

実際、造ってみてどんな使用状況になるかというのは、先ほどの禁止地区の指定と一緒に、造った後に確認はしていきたいと思っています。

○青木委員長 さっき、近藤委員からもありましたけど、2人だと怖いとかという話もありますけど、何か大体こんなものができるみたいな、そのビジュアル設計の立体図みたいなのかを、またそのうち、次回の委員会とかで入手いただけるとイメージが湧きやすいかなとは思いますが、多分、造られる業者さんは、そういうのを作りますよね。そういうのもまた、出入口はどんな感じとか、そういう実際の喫煙所のイメージ、そういうのもまた見せていただけたらと思います。可能であれば。

○木村課長 分かりました。

○青木委員長 そのほか、ないでしょうか、御説明、御意見。

じゃあ、谷内委員、お願いします。

○谷内委員 先ほど、水晶橋のほうで喫煙する方がかなり増えてしまったというお話があったと思うんですけど、そういうすぐ近くで、この禁止区域外のところでもそういう喫煙できる場所に誘導するのですとか、何かお知らせをして、この禁止区域内では減っても、そのすぐ隣で増えてしまうということになると問題が大きいなと思っていて、そういうのを誘導する手だては何か考えたほうがいいかなと、ちょっと、先ほど聞いて思ったところです。

そういった誘導された先の喫煙所が新しいものですので、雰囲気はどんなものか分からないんですけど、もし入りにくい雰囲気であったりとか、外から様子が全然見えないようですと、入りづらかったり、入った後もちょっと怖い雰囲気だと、ちょっと使いづらいとかあると思いますので、そこはどんなビジュアルなのかですとか、入りやすい雰囲気にしていただけるのかというのは、ちょっと気になるところです。

○木村課長　　次回のときに、具体的にこの場所にこういうものを考えてますというのをご説明させていただきます。

○青木委員長　　後は、もう可能であればですけど、他の市で、その閉鎖型で喫煙所を設けているところもあるかもしれませんが、そんな例とか、それから外国までというのは大変でしょうけど、少しそういう他市の例なども、どんなタイプの喫煙所があって、そのメリット、デメリットみたいなのも分かる範囲で結構ですので、教えていただけるようなものを御準備いただければと思います。

○谷内委員　　先ほど、新しくビルが建て替わるので、それに併せての再整備というふうにお聞きしたんですけど、その新しく建て替わるビル自体には、そういう喫煙施設みたいなのはあるのでしょうか。

○木村課長　　新たに建てるビルにも喫煙所は設けられると聞いてます。

○谷内委員　　そうなんですね、分かりました。

○木村課長　　ただ、利用者が、私たちが設置するのはどなたでも使っていただける喫煙所になるのですが、建てられるビルの物が開放されるかどうかというのは、その建物の管理者の判断になってきます。

○谷内委員　　ありがとうございます。

○青木委員長　　ありがとうございます。いかがでしょうか。

小谷委員、お願いします。

○小谷委員　　すみません、改めてになるのですがけれども、先ほどからの議論の

ときに、やっぱり今回、閉鎖型が初めてであるということが非常に注目されるどころでもあると思うんですね。もちろん、コストのこともありますし、設置場所の事情によって、どのタイプが取れるかというような制約もあると思うんですけども、初めてやるというのは、これがモデルになると思いますので、やはり市民の方にどういった場合に閉鎖型になるのかという理由がきちっと説明できることが求められるのかなというのが1点と、先ほど会長からもありましたけれども、それぞれに、開放型も閉鎖型もよい点、悪い点、メリット、デメリットといえますか、何らかのリスクというところが多少あると思いますので、景観の問題とか、こういう環境面の問題、それから健康上の問題、あるいは防犯上の問題と様々な観点あると思いますけれども、その辺、整理いただいて、より適切な形で設置できるようにしていただければと思いますので、これは次回以降のお願いとして申し述べさせていただければと思います。

○青木委員長　ありがとうございます。よろしく申し上げます。

そのほか、よろしいですか。

そうしましたら、第3番の議案につきましては、本日、諮問を受けまして、今、幾つかのお願いも差し上げましたので、パブリックコメントを踏まえた次回の会議のときにそれも含めて、あるいは今日頂いてない意見もそのときにいろいろまた聞いていただいて、場合によっては現地をそれまでに委員の皆さんも何かのついでがあれば見ていただいて、イメージも湧かせていただければというふうに思っております。

前回もそうでしたけど、パブリックコメントにもいろんな御指摘が出てきますので、それも踏まえて、議論ができればというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

では、3番目の議題は以上とさせていただきます。スケジュールについては、先ほど御説明ありましたので、3月ぐらいに次回のこれに関する委員会を開催さ

せていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、これ以外で、この大阪市の禁煙の取組等につきまして、何か重ねて、こういうことがきになってますということも含めてあればと思いますがいかがでしょうか。

谷内さん、お願いいたします。

○谷内委員 2点あります。ちょっとこの委員会の範囲を超えてしまうことを言ってしまうと思いますが、申し訳ありません。

1つは、加熱式たばこについて、昨年度の委員会でも話題に出ておりましたが、今、条例の範囲内ですと、加熱式たばこは対象外になっております。ただ、この有害物質を出すのは加熱式たばこについても同様ですので、対象となるように御検討していただけたらと思います。

もう一つが、閉鎖型と開放型で設置が難しいというところがあると思うんですけど、基本は、やっぱり閉鎖型のほうが望ましいのではないかと考えております。その辺り、コストの面ですとか、設置の方法ですとかもあると思います。

といいますのは、先日、WHOのほうでPM2.5の基準の厳格化というのが行われまして、世界基準でいいますと、日本の基準よりもかなり厳しい基準が大气汚染については取られています。たばこから出される有害物質もPM2.5の有害物質ですので、局所的になると思うんですけど、開放型でなる場合には、PM2.5の濃度が上がると思います。ですので、できればやっぱり、排煙施設をつけた形での喫煙所が本来であれば望ましいのかなと考えております。

化学物質過敏症の方ですとか、子どものアレルギーが大変増えております。その有害物質の閾値がどこにあるのかというのは、まだ不明確なところもたくさんあると思いますので、その辺りはできるだけ少なくしていくという対応が望ましいのかなと思っています。

すみません、ちょっと突発な意見ですが、以上です。

○青木委員長　　ありがとうございました。御検討をまた、お願いしたいと思います。

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

ちょっと1個だけ、私が気になっている、前に近藤委員がコンビニとかでもっと宣伝したらいいのにとのお話があったんですけども、近藤委員、その後何か変化は、さっきもちょっとお話ありましたけど、コンビニとかで宣伝したらもっと、コンビニで売るときに、何か配ったらいいのにとおっしゃってたんですね。その辺り、何かお気づき、変化とかございます。

○近藤委員　　いや、特にないです。

○青木委員長　　そこは特に。はい、どうぞ。

○木村課長　　前に近藤委員から頂いた意見につきまして、コンビニエンスストアの関係でフランチャイズ協会にも、御相談に行かせてもらったのですが、販売のときの年齢確認の画面あるじゃないですか。そこで表示できたらいいのではないかというお話をさせていただいたのですが、残念ながら都道府県単位らしくて、大阪市だけ、その画面を表示していただくとか、そういったことができないというか、システム上の都合があるらしくて、難しいということと、あとは、配布物、何か買ったときに一緒に啓発でマナーに気をつけてくださいぐらいのものを渡してもらうことも聞いてみたのですが、コンビニエンスストアが今社会インフラ化していて、従業員がいろいろな業務をしないといけないことがあり、たばこを買う人にそれを追加して渡すとか、そういったことも難しいという事情を御説明されたので、なかなか難しいなと思っております。ただ、たばこの自動販売機であるとか、販売店には、機械のところに貼れるぐらいのポスターであったり、小さいステッカーであれば、貼れるスペースに、そういったものの掲出はできるのではないかなと言っていたので、それぞれの店舗に応じて使ってもらえるようなもので、特に路上喫煙対策の関係で、私たち禁止地区以外も努力義務

を課してるんですけど、そこも認識していただきたいというところもございまして、そういったことを知っていただくような掲出物を作ってみて、使っていただくというようなことができないか、今、検討しているところです。

○青木委員長　ありがとうございます。御検討いただいております。ありがとうございます。難しい点もあると思いますが、何かできるところからと思いますのでよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、本日は以上とさせていただきます。よろしいでしょうか。

次回は、また、日程調整させていただきますが、3月ぐらいということで、また、皆様、御協力よろしく願いいたします。

それでは、事務局に議事をお返ししたいと思います。

○松倉課長代理　では、その他の部分で、ちょっと木村のほうから、御報告をさせていただきますと思います。

○木村課長　1点、ペーパーはありませんが、口頭の報告で申し訳ありません。先ほど、近藤委員からも御指摘なり、谷内委員からの御意見にちょっと重なる部分もあるのですが、難波の喫煙所の関係でございます。

難波の喫煙所が、今までは広場があり、周りが車道で囲まれているような状態だったのですが、皆さんもニュースで御覧になったかもしれないですが、あその道路を閉鎖し、広場化して歩行者の空間にするという実験が11月23日から12月2日まで実施され、そのときに今ある難波の喫煙所が開放型なんですけど、そちらを移設して、西側の端の方に仮設ですが、パーテーションを設けた形で、実施されました。私たちが見に行ったときの感触として、既存の開放型のときは、やはり周りに広がっているような状況が見られたのですが、パーテーションにして区画が明確になったことと、後は実験中なので、周りの目、実証実験の関係者が多かったというのもあると思うのですが、割と皆さん、ちゃんと区画の中に入って吸っていただいている状況がありまして、まだ今実験結果の取りまとめをさ

れている状況なので、またそういった状況などを踏まえながら、今の喫煙所をもう少しよいものにできないかということで、地域の意見ももらいながら改善ができたらと思っております。

12月3日に以前の喫煙所に戻ったのですが、1つだけ改善というか、区画がブロックの敷石で分かれていたのですが、色がちょっと分かりにくかったので、私たちが自前で黄色いテープを貼らせてもらって、ここまでが喫煙所ですというのを明確にして、ちょっと一歩中に入って吸っていただけるようになったかなと思っております。

今回、閉鎖型の喫煙所をつくることもありますので、ほかの喫煙所もこれ以上広がらないでというのを明確にしていけたらいいかと、こちらで考えているところでございます。

難波の喫煙所については、まだ関係先と調整中なので、また、方向性が見えてきた時点で、委員会で報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松倉課長代理　それでは、本日は青木委員長をはじめ、委員の皆様方には大変お忙しいところ御審議を賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第36回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会　午後4時24分